

## 農林水産業における価格高騰対策を求める意見書

我が国の農林水産業を取り巻く環境が一段と厳しい状況の中、生産者は安全・安心をモットーに生産に励んでいる状況である。

また、今日の円安傾向が続く中、燃油及び畜産の配合飼料等の大半を輸入に依存する我が国の農林水産業の経営は窮地に立たされているのが現状である。

さらに、生産農家においても、燃油価格高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を図るため、園芸ハウスの長寿命化や脱石油・省石油対応ハウスの整備などに取り組んでいるところである。また、漁業者としても減速航行、集魚灯の節減、船体清掃等の省エネ対策を図るなど努力をしている。

畜産・酪農関係では、国民の重要な食糧の供給源であるとともに、わが国の重要な産業として地域経済に大きく貢献している。その畜産物生産に不可欠な配合飼料の殆どを輸入に依存しており、その価格は米国やオーストラリアをはじめとする輸出国における収穫量の増減に左右される。最近のとうもろこしの生育状況が悪化し収穫量が減少したことで、国際穀物価格が再び急騰し、配合飼料価格も大幅な値上げとなっており経営が困難な状況である。

政府におかれては、地方自治体の重要基幹産業である第一次産業の育成強化に万全の施策を講じるとともに、次のとおり各種支援措置を強く求める。

- 1 施設園芸セーフティネット構築事業（平成24年補正予算）を恒久化すること。
- 2 施設園芸省エネルギー設備の継続的な導入支援を行うこと。
- 3 漁業関係の省エネ対策に対する支援措置を行うこと。
- 4 畜産・酪農家に対して、制度上算定された補てん金を満額交付とする財源を確保すること。
- 5 配合飼料価格の高止まりにより生産者負担額が増加していることから、新マルキン事業及び養豚経営安定対策事業による補てん金の確実な交付や乳製品の需要確保対策など、経営安定対策に万全を期すこと。

6 輸入飼料穀物の価格が高騰する中で、畜産経営の安定・向上を図るため、国産飼料の生産や流通等の機能強化による自給飼料増産対策及び草地整備や草地の生産性向上対策等による生産基盤拡大対策を充実・強化し、飼料の自給率向上を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月24日

佐賀県唐津市議会

内閣総理大臣 安倍晋三様

財務大臣 麻生太郎様

農林水産大臣 林芳正様